

「令和6年度 山下公園通り周辺における公共空間活用実証実験企画運営委託」

業務説明資料

本業務説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

令和6年度 山下公園通り周辺における公共空間活用実証実験企画運営委託

2 履行期間

契約決定の日から令和7年3月14日（金）まで

3 履行場所

都市整備局臨海部活性化推進課

4 業務目的

水際線のにぎわい創出や開港の地としてふさわしい将来のまちづくりに向けて、山下公園通り周辺地区において、令和6年度にまちづくりビジョンを策定する予定です。

ビジョン策定にあたり、公共空間の活用によるウォークアブルな歩行者空間形成や、人々が集い・憩える場の創出等の滞在環境充実について検証し、その結果を今後の山下公園通り周辺地区のまちづくりに生かすことを目的とします。

今般、夜のにぎわい創出に向け、創造的イルミネーション事業や地域イベントとも連携し、道路空間の活用や滞在環境の充実を図る実証実験を実施するため、本委託業務において企画・運営などを行います。

5 実証実験概要

(1) 実施日

令和6年12月または令和7年1月のうち、連続した2日間（具体的な日にちについては協議の上、決定する）

(2) 実施時間

16時～22時（設営・撤収の時間含む）

(3) 実施場所

山下公園通り周辺（横浜市中区山下町）

実施範囲については別紙参照

(4) 実施内容（想定）

ア 夜のにぎわい創出に向け、創造的イルミネーション事業や地域イベントとも連携した実証実験の実施

イ 滞在環境の向上や、横浜中華街及び元町・中華街駅と山下公園を繋ぐ縦道の回遊性等を向上させる実証実験の実施

ウ 車道1車線を歩行者動線とした実証実験の実施

6 業務内容

(1) 実証実験計画策定

山下公園通り周辺における、夜のにぎわい創出に向けた公共空間活用の実証実験について検討を行い、計画書として取りまとめる。

(2) 実験準備

実証実験に必要な資材、人員等の手配、物品購入等準備・調整を行う。

(3) 実証実験の実施

(1)の検討内容に基づき、実証実験を実施する。実証実験の実施については、実証前後の会場設営、撤去（テント・キッチンカー・電源・給排水工事・排水処理・ゴミ処理・撤去後の原状復帰等）も含む。なお、関係機関協議等により、実証実験計画書の内容に変更が生じた場合は、委託者の指示等に基づき、変更を行う。

(4) 広報企画・検討・実施

実証実験の実施に伴い、本実証の目的や実施内容について、沿道地権者や関係機関などに広く周知するため、広報の企画検討及び広報物の制作・配布等を行う。

(5) アンケート調査等の実施・分析・取りまとめ

実証実験の効果を把握できるように、アンケート調査等を実施・分析し、その内容を取りまとめる。

(6) 関係機関調整

検討・実施上必要となる関係機関の各種許可申請・書類作成等を行う。

(7) 報告書の作成

(1) から (6) の結果について、報告書に取りまとめる。

7 当日運営にあたっての留意事項

(1) 一般道路利用者の安全確保

(2) 資機材設営時の車両通行にあたっての、安全性確保

(3) 疑義のある場合は委託者、道路管理者等と協議すること

8 その他

(1) 委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書等に特に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、横浜市の契約規則や委託契約約款などの定めるところによるほか、別途協議の上、決定するものとする。

(2) 実証実験実施中の天候等に起因する計画の変更について、随時対応すること。

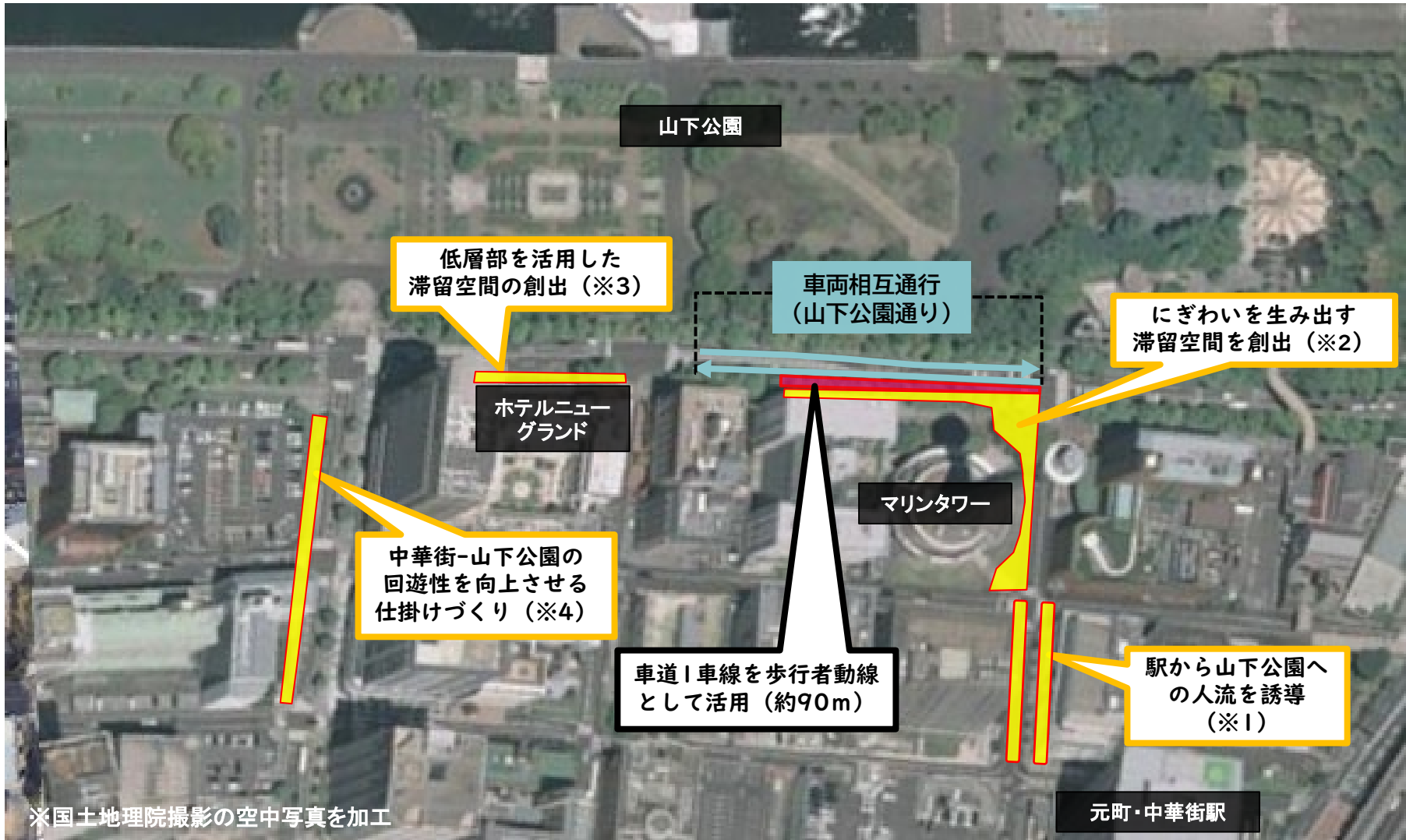
(3) 本業務で知り得た情報については、「委託契約約款」を遵守し、十分に留意して管理を適切に行うこと。

(4) 本業務の進捗管理等必要があるときは、打合せを行う。

(5) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は、すべて委託者に帰属する。

ただし、受託者の著作権の行使につき、委託者の承諾または合意を得た場合はこの限りではない。

- (6) 受託者は、本委託業務にかかる著作権者人格権を有する場合についても、これを行使しないものとする。
- (7) 委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを利用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者の間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (8) 上記 (5)、(6)、(7) の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (9) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約終了後もまた同様とする。
- (10) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じた際は、委託者と速やかに協議の上対応すること。
- (11) 自然災害や感染症等のやむを得ない事由により、予定業務の発注・契約ができない場合や、発注後であってもイベントを中止または延期する場合がある。発注後の場合においては、委託者と受託者との協議の上、契約内容を見直し、変更契約等を行う。
- (12) 仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載がない場合、すべて本業務委託料に含むものとする。



- ※1 歩道空間の活用を想定
- ※2 マリンタワー敷地の使用を想定
- ※3 ホテルニューグランド敷地の使用を想定
- ※4 公開空地の活用を想定

